

## 福岡県の「扶養照会」は、北九州市に比べ、非常に“平易” 高瀬県議 さらなる改善を求める

生活保護利用の障害になる「扶養照会」で、北九州市は扶養義務者家族全員の収入・勤務先・借金・返済状況などの詳細を求めています。生健会は改善を求め市議会に陳情し、市は「見直す」と表明しています。

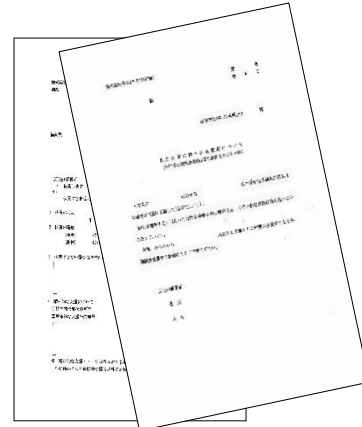
そんな中、会員の高瀬菜穂子県議が県内郡部（町村）の保護行政を担う福岡県の「扶養照会」の書式（右写真）を入手しました。

市に比べ、県の書式は非常に

平易で、まず、援助するかしないかを記入し、それぞれ「できない理由」「具体的な支援内容」を簡単に書くだけです。

高瀬県議は、書式文中の「扶養が優先」とあるのは誤解を招く」と見直しを求め、県も「検討」を約束しました。

生健会は北九州市に、「県の書式を市の見直しの参考にすべき」と提案。市保護課も「参考にします」と回答しました。



高瀬県議が入手した、福岡県の扶養照会書

## えっふん 軍歴証明で分かった「父は公務員」（投稿）

私の父は左官でした。私が1歳の時に病気で急死したので父の思い出は全くありません。

家には、兵隊姿の父の写真があり、母によると「左官だったので工兵で出兵した」とのことでした。その時は「へー」と思っていました。

最近、新聞で「軍歴」を無料で入手できるとの記事を読み、「えっ」と思い、父が生まれた佐賀県に電話しました。

佐賀県から「本人（父）の本籍が必要です」と言われ、父の戸籍謄本も取り寄せ、父のことが少し分かりました。

県は、「お父さんは昭和17年で軍歴がなくなっています。この場合、厚労省がその後

の軍歴を保管している可能性がありますので、省に問い合わせますが、回答は2カ月程度かかります」と言われ、また、「へー」と思いました。

しばらくして佐賀県から正式な「軍歴証明願」の用紙が届きました。そこには「公務員との続柄」という項目があり「えっ」と思いました。

つまり、兵隊は公務員で、左官の父も一時期公務員だったのです。そういえば、自衛隊員も公務員です。なるほど「ふん」と思いました。

左官なのに遠い異国に、公務員として召集され戦争に参加させられた、顔も覚えていない亡父に思いをはせました。

小倉生健会  
**生活と健康を守る**  
一人はみんなのために、みんなは一人のために



今月のピエロ  
故高坂昇さん画



## ご注意を！

### 「初回〇〇%オフ」などの多くは“定期購入”が条件

テレビやネット広告では、「初回〇〇円」などの、広告販売があふれています。

しかし、その大半は“定期購入”が条件のものでトラブルが多発しています。

<事例>

- 〇「お試し」「1回限り」のつもりが“定期購入”だった。
- 〇「初回500円」で申し込んだが数か月分が一度に届き、数万円も請求された。
- 〇「30分以内に」との宣伝に焦って注文したら“定期購入”が条件だった。
- 〇“定期購入”契約を解約するには「通常価格で商品を購入する必要がある」と言われた。
- 〇電話が繋がらず解約できない。

「特定商取引法」では、通信販売において2回以上の“継続購入”となる契約の場合は、“継続購入”であることや金額・契約期間等の販売

条件を広告に表示することとされ、表示がされていない場合等は、行政処分の対象とならしてはいます。しかし、“勘違いをさそう”広告があふれています。

しかも、通信販売にはクーリング・オフ制度（契約を撤回・解除できる制度）はありません。しかし、「返品できません」などの、“返品特約”の表示がない場合には、商品到着後8日間以内であれば、購入者が送料を負担して返品をすることができます。

そのためにも、注文前には必ず、返品・解約などの購入契約内容を確認しておきましょう。

<相談は>

◇国民生活センター

消費者ホットライン「188（いやや!）」番

◇小倉北相談窓口 区役所1階 093-582-4500

◇小倉南相談窓口 区役所3階 093-951-3610

## 第2回 食糧支援・コロナ・困りごと 支援村

食料支援・コロナ・困りごと・支援村  
NPO法人労働相談センター福岡



第2回北九州コロナ支援村が開かれ小倉生健会も参加しました。支援村は、全労連系と連合系の労組が、合同で呼びかけ団体になった画期的な取り組みです。

天候を考慮して屋内で実施したため、前回開催した米町公園に比べ食料支援に参加された方は少なくなりましたが大変喜んでいただきました。

## 小説「曠野(こうや)の花」お貸しします



木曾ひかる

「しんぶん赤旗」で連載された小説が本になりました。

生活保護の元ケースワーカーの視線から依存症や、ホームレス、こどもの貧困など、心通い合う小説です。

本をお貸しします。ご希望の方は八記まで。

いただいた加湿器があります。ご希望の方は  
☎090-1361-0876へ電話を



# 生活保護問題対策全国会議が、各党に行った生活保護制度に対するアンケート結果

- ◆公明党・維新の会・NHK党からは、期日までに回答がありませんでした。
- ◆各党の回答の詳細は、「生活保護問題対策全国会議」のホームページをご覧ください。
- ◆毎月10日発行の本紙の都合で、総選挙に間に合わなかったことをお詫びいたします。

## 「生活保護制度に関する公開質問状」に対する回答書

○思う・×思わない・△その他 ※網掛けした政党は、私たちとほぼ同じ意見であり、評価できます。

項目	私たちの意見	自民党	立憲民主党	社会民主党	日本共産党	れいわ新選組	国民民主党
1 貧困率の改善 我が国の相対的貧困率は2018年の時点で15.4%となっていますが、これが2030年までに半減されるよう、改善に取り組むべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
2-1 生活保護の捕捉率向上 日本の生活保護の捕捉率(本来なら生活保護を受けることができる人のうち、実際に生活保護利用に至っている人の割合)は2～3割に留まり、利用できない状態の方が多くいると考えられています。生活保護の「捕捉率」を上げるべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
2-2 水際作戦の根絶 生活困窮者が生活保護の申請を行った場合に、窓口で違法な申請拒絶(いわゆる「水際作戦」)を受けることがあります。このような「水際作戦」を根絶するための施策を講じるべきだと思いますか。	○	○	○	○	○	○	○
3-1 ケースワーカーの増員と専門性確保 生活保護制度の運用の問題の背景には、現場で働くケースワーカーの人員の不足や専門性の不足が要因の1つとされています。福祉事務所に配置されるケースワーカーの人員を増員し、福祉専門職の採用を促すような施策を講じるべきだと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
3-2 ケースワーカー業務の外部委託 現行法制度上、外部委託が許されない「保護の決定・実施」(公権力の行使)と不可分一体であるケースワーク業務(家庭訪問、面接、調査、指導等)について、厚生労働省は、「外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る」としています。外部委託を可能とする方向での法改正を行うべきだと思いますか。	×	△	△	×	×	×	△
4 生活保護基準を2013年の段階に戻す 生活保護基準については2013年(生活扶助)、2015年(住宅扶助、冬季加算)、2018年(生活扶助、母子加算等)と3回にわたる引下げが行われ、生活保護を利用する方々の生活は厳しさを増しています。生活保護基準を2013年時点の水準に戻すべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	△
4-2 級地の見直し 生活保護基準は最も高い1級地の1から最も低い3級地の2まで6段階で設定されていますが、専門家の審議会(社会保障審議会・生活保護基準部会)での検討と切り離して、これを統合する動きが見られます。どのように級地を見直すかについては、専門家の審議会による専門的な検討をふまえるべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
4-3 夏季加算の創設 生活保護制度では冬の暖房費などに充てるための冬季加算が支給されています。しかし、夏にはそのような加算が無いことから、電気代を心配してエアコンを節約し、生命の危険に瀕するケースが後を絶ちません。近年の猛暑に対応するために、冷房費などに充てるための夏季加算の創設が必要だと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
5 一歩手前の困窮層への支援(一部扶助の単給化) 最低生活費を1円でも超えたと一切の給付が受けられなくなる現状を改善するため、一部の扶助(住宅、教育、医療、生業)については、一歩手前の困窮層(例えば最低生活費の1.3倍未満)に単給できる(バラで受けられる)ようにすべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	△
6-1 扶養照会原則廃止(申請者の同意を要件に) 生活に困窮した方が生活保護制度の申請をするにあたって、扶養義務者に扶養照会(援助ができるかどうかの質問)がなされることになっていますが、扶養照会については、申請者の同意がある場合のみ行うことができるという運用改正をすべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	○
6-2 自動車保有要件の緩和 現在、自動車については、原則として生活保護利用中の保有を認めない運用とされていますが、処分価値の乏しい自動車については生活用品としての保有を認めるなど、保有要件を緩和すべきだと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
6-3 生活保護世帯の子どもの大学等への進学保障 現在の生活保護制度では、生活保護世帯の子どもが大学等に進学した場合、世帯分離(生活保護の適用において、世帯員としては扱わないこと)をすることになっており、当該世帯に対する保護費が減額され、進学の大きな支障になっていきます。大学生等の世帯内就学と就学等に必要な費用の収入認定除外を認めるなどして、進学保障をすべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○